

## 個人情報保護制度改正 検討用個票

### 検討案件：8 審議会への諮問案件について

該当条項	・条 例（第6条第2号、第7条第3項第4項、第8条第4項第8号、第9条第2項第9号、第10条第2項、第47条第2項、第50条） ・改正法（第129条）
条例規定の許容範囲	許容される。（専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要な場合） 許容されない。（類型的に審議会等への諮問を要件とするもの）
市としての方向性	改正法における情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問案件について、検討する。

### 1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例 の比較	条例	<p>規定の概要：</p> <p>個人情報保護条例に基づく審議会への報告及び諮問事項は次のとおりとし ている。</p> <p>1 諒問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 取扱制限がある個人情報の取扱いを開始するとき（第6条第2号）</li> <li>(2) 個人情報を本人以外から収集するとき（第8条第4項第8号）</li> <li>(3) 個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用 し、又は提供するとき（第9条第2項第9号）</li> <li>(4) オンライン結合による提供を開始するとき（第10条第2項）</li> <li>(5) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たって必要があると認める とき（第47条第2項）</li> <li>(6) 個人情報の保護に関する制度の改善等（第50条）</li> </ul> <p>2 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報取扱事務を開始・変更・廃止するとき（第7条第3項）</li> <li>※その他、運用状況、特定個人情報保護評価書（重点項目評価）や管理に関する要綱等 に基づく報告あり</li> </ul>
	改正法	<p>規定の概要：</p> <p>改正法第129条では、個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置 を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要 な場合に、諮問することができることとされている。</p>
比較結果	<p>○条例では、審議会への諮問及び報告事項について、具体的な事項を規定して いる。</p> <p>○改正法では、審議会への諮問について、「専門的な知見に基づく意見を聞く ことが特に必要な場合」とされている。</p>	

### 2. 対応の検討

検討の方向性	<p>審議会への諮問案件について、改正法第129条で規定される、「専門的な 知見に基づく意見を聞くことが特に必要な場合」について、国が示す方向性等 を確認、整理し、検討する。</p>
検討事項	<p><b>検討事項1：審議会への諮問・報告案件について</b></p> <p>国が示す審議会への諮問に対する考え方及び市で個人情報保護委員会に確 認をした事項等を基に、審議会の諮問案件及び報告案件について整理する。</p> <p><b>1. 国が示す審議会への諮問に対する考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な 知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めると ころにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。</li> <li>・「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について 専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判 断される場合をいう。</li> <li>・個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議 会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</li> <li>・地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断につ いて審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3年改正法の趣旨に反するものである。</li> <li>・個別の事案について重ねて審議会等の意見を聞くことが必要となる場面 は少なくなると考えられる。（個人情報の保護に関する法律についてのガ イドライン（行政機関等編））</li> <li>・「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞く ことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要がある というだけでなく、例えば、以下の場合が想定される。</li> <li>・定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて國 の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておく ことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合</li> <li>・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自 の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等 からの意見を聴取することが特に必要である場合（個人情報の保護に関する 法律についてのQ&amp;A（行政機関等編））</li> </ul> <p><b>2. 市が個人情報保護委員会に問い合わせをした事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人外収集、目的外利用、オンライン結合について、「諮問し意見を聴取し</li> </ul>

<p>「なければならない」という規定を設けることは許容されないが、運用状況の報告、登録簿の新規・変更・廃止の報告について、「報告し、意見を聴取することとする」という規定を設けることは可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法に基づき、特定個人情報保護評価書について、重点項目評価を行った際の審議会への報告について引き続き行うことは可能。</li> <li>・法改正後の審議会への諮問案件については、法の範囲内で市が要綱・要領等において運用ルールの細則を作成することにあたり、審議会に意見を求めるなどと想定している。</li> </ul> <p><b>3. 対応の検討に影響を受ける個票</b></p> <p>個票番号2（要配慮個人情報の取扱い制限）、個票番号3（収集の制限）及び個票番号4（オンライン結合による提供）において、個人情報の適正な取扱いを確認するための手法として、附属機関等第三者からの意見聴取の必要性について検討事項としている。</p> <p><b>4. 県内市町村の検討状況</b></p> <p>県市町村情報公開・個人情報保護制度研究会（令和4年1月25日）においては、法改正後の審議会について、「課題と考えていること及びその検討状況」、「諮問案件の具体的な想定」等が議題となっているが、当該議題に対しては、ほとんどの自治体が「検討中」又は「検討を行っていない」旨回答している。</p> <p><b>検討事項2：「審議会その他の合議制の機関」について</b></p> <p>改正法第129条では、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定していることから、同法第129条に基づく諮問先について、既存の「審議会」とするか「その他合議制の機関」とするか検討する。</p> <p>国が示す「審議会その他の合議制の機関」に関する考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第129条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるととき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められない。</li> <li>・一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する</li> </ul>
---

	<p>住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）であり、具体的には、現行の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定している。</li> <li>・審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定される。</li> </ul>
<b>条例規定の必要性</b>	必要
<b>茅ヶ崎市における 対応の方向性 (検討事項の結論)</b>	<p>法改正後における審議会について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないが、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合について、審議会に意見を求めるることは可能であること、個人情報の適正な取扱いを確認するため、附属機関への報告による第三者点検の機会を確保することが必要であることを確認した。</p> <p>したがって、法改正後も個人情報保護の水準を保つため、引き続き審議会は必要であるという見地から、検討事項1及び検討事項2について検討した結果は次のとおりである。</p> <p><b>検討事項1：審議会への諮問・報告案件について</b></p> <p>(1) 諮問案件について</p> <p>法の規定及び国から示されている考え方では、法改正後の諮問案件については、地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合が想定されている。</p> <p>したがって、実施機関が法施行条例を改廃しようとするときや、個人情報保護に関する要綱・要領等を制定・改廃しようとするときその他個人情報保護制度の改善その他の重要事項については、審議会に諮問し、専門的知見に基づく答申をいただくこととする。</p> <p>(2) 報告案件について</p> <p>市が法改正後における審議会の報告案件について個人情報保護委員会に問い合わせたところ、「本人外収集、目的外利用、オンライン結合について、「諮問し意見を聴取しなければできない」という規定を設けることは許容されないが、運用状況の報告、登録簿の新規・変更・廃止の報告について、「報</p>

	<p>告し、意見を聴取することとする」という規定を設けることは可能」であることを確認している。</p> <p>法改正後も、本市の個人情報の取扱い等について、第三者点検の機会の確保を図ることが必要であるため、審議会を設置し、次の事項について報告及び意見聴取を行うことにより、本市の個人情報の取扱い等について第三者が点検する機会を確保することとする。</p> <p>(1) 每年度の運用状況の検証</p> <p>個人情報保護制度の適切な運用のため、毎年度作成している「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書」の内容について、第三者による検証を行うこととする。現時点で想定される運用状況の報告項目は、開示請求等に対する開示、一部開示、不開示等の処理状況や、「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の登録状況等である。</p> <p>(2) 「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の新規登録・変更・廃止を要する事務の変更</p> <p>個票番号2、3、4、5で検討したとおり、次の事項について第三者点検の機会を設けることにより、個人情報の取扱い等につき適切な確認体制が確保されるものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要配慮個人情報の適切な取扱い（個票番号2）</li> <li>イ 収集の制限（個人情報の収集先及び収集方法等）（個票番号3）</li> <li>ウ オンライン結合（個人情報の適正な方法による提供）（個票番号4）</li> </ul> <p>これらの事項について、個票番号5で検討した、法第75条第5項に規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）」の記載事項とし、これらの事項について新規・変更等を要する事務の変更がある場合には、情報公開・個人情報審議会へ報告し意見聴取の機会を設けることにより、第三者点検の機会を設け、個人情報の取扱い等につき適切な確認体制が確保されるものと考えている。</p> <p>したがって、帳簿の新規登録・変更・廃止を要する事務の変更については、現行の個人情報取扱事務登録簿についてと同様、報告事項とする。</p> <p>現行の個人情報保護条例等と、法改正後に想定される諮問案件と報告案件については次表のとおりである。</p>
--	--

	現行条例	令和5年4月1日以降（案）
諮問案件	<p>(1) 取扱制限がある個人情報の取扱いを開始するとき（第6条第2号）</p> <p>(2) 個人情報を本人以外から収集するとき（第8条第4項第8号）</p> <p>(3) 個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供するとき（第9条第2項第9号）</p> <p>(4) オンライン結合による提供を開始するとき（第10条）</p> <p>(5) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たって必要があると認めるとき（第47条）</p> <p>(6) 個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案・実施するとき（第50条）</p> <p>(7) 特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施したとき（特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項）</p> <p>(8) その他、情報公開条例及び個人情報保護条例等、情報公開制度及び個人情報保護制度の改善その他の重要な事項（茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則第2条）</p>	<p>(1) 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合（※）</p> <p>（※）「特に必要な場合」の例示として、事務対応ガイドに付属の「法施行条例イメージ」では以下の3点が掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</li> <li>②法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合</li> <li>③上記①②の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</li> </ul> <p>(2) 特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施したとき（特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項）</p> <p>(3) その他、情報公開条例等、情報公開制度及び個人情報保護制度の改善その他の重要な事項</p>
報告案件	<p>(1) 每年度の運用状況の検証</p> <p>(2) 個人情報取扱事務を開始・変更・廃止するとき（第7条第3項及び4項）</p> <p>(3) 保有個人情報の漏洩事故が発生したとき等（保有個人情報等の管理に関する要綱第50条）</p>	<p>(1) 每年度の運用状況の検証</p> <p>(2) 「個人情報ファイル簿」及び「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の新規登録・変更・廃止を要する事務の変更</p> <p>(3) 保有個人情報の漏洩事故が発生したとき等</p>

	(4) 特定個人情報保護評価(重点項目評価)を実施したとき(特定個人情報保護評価指針第5の3(2))(任意報告)	(4) 特定個人情報保護評価(重点項目評価)を実施したとき(特定個人情報保護評価指針第5の3(2))(任意報告)
<p>なお、法改正後の審議会への諮問案件及び報告案件とすべき事項については、条例規定の必要がある。具体的な規定方法及び内容については、個票での検討結果を踏まえ、今後、関係例規との整合を図りながら検討を行うこととする。</p> <p><b><u>検討事項2：「審議会その他の合議制の機関」について</u></b></p> <p>国が示す考え方及び検討事項1の審議会への諮問案件で検討した結果、法改正後も個人情報の適正な取扱いのため、諮問及び報告により、専門的知見を有する者の意見を聞く必要がある案件が存在することを踏まえ、改正法第129条に規定される「審議会その他の合議制の機関」について、本市においては、現行の「審議会」とすることが妥当と考える。</p> <p>なお、審査会が審議会の役割を担うことについては、審査会は開示等の決定に対する審査請求の諮問を受け調査審議する機関であり、審議会は個人情報及び情報公開制度の改善等に関し調査審議する機関であることから、所掌事項の性質が異なり、委員の構成や開催時期を合わせることが困難な場合等が想定されることから、適さないと考える。</p>		

### 3. 比較対象条文

<b>個人情報の保護に関する法律</b>	(地方公共団体に置く審議会等への諮問) 第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。
<b>茅ヶ崎市個人情報保護条例</b>	(取扱いの制限) 第6条 実施機関は、第2条第2号アからウまで及びクからコまでに掲げる事項が含まれる個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき取り扱うとき。 (2) あらかじめ茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で取り扱うことに相当な理由があると認めて取り扱うとき。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">           (第2条第2号)            (2) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。            ア 人種            イ 信条            ウ 社会的身分            エからキまで 略            ク 犯罪の経歴            ケ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(クに該当するものを除く。)。            コ 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(クに該当するものを除く。)。            サ 略         </div>
	(個人情報取扱事務の登録) 第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書(公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行

	<p>政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報が記録された行政文書並びに一般に入手し得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。)を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べることができる。</p> <p>4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う目的を明確にしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき収集するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき収集するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて収集するとき。</p> <p>(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものから収集するとき。</p> <p>(5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。</p> <p>(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務を執行するために収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認めて収集するとき又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認め</p>
--	--

	<p>て収集するとき。</p> <p>(7) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合であって、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があると認めるとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。</p> <p>5から6まで 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、取扱目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを利用し、又は提供するとき。</p> <p>(5) 実施機関が事務又は事業の遂行上必要な限度で利用する場合であって、利用することについて相当な理由があるとき。</p> <p>(6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下この号において「他の実施機関等」という。)に提供する場合において、提供を受ける他の実施機関等が事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき。</p> <p>(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。</p> <p>(8) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益となるとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、取扱目的以外の目的のために利用し、又は提供することに相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。</p> <p>3 略</p> <p>(オンライン結合による提供)</p> <p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理</p>
--	---

	<p>する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随时入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき又は提供した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。</li> <li>(2) 本人の同意に基づき提供するとき又は本人に提供するとき。</li> <li>(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。</li> <li>(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。</li> </ul> <p>(個人情報の保護に関する制度の改善等)</p> <p><b>第50条</b> 実施機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。</p>
--	---

#### 4. 参考資料

	<p><b>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（案）</b></p> <p>〔令和3年11月時点暫定版〕</p> <p>P. 67</p> <p>9 - 4 地方公共団体に置く審議会等への諮問</p> <p>地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。</p> <p>以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p> <p>この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</p> <p>令和3年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。</p> <p>なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることなることに加え、地方公共団体は、法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めるることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p>
--	---

	<p><b>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（案）</b></p> <p>〔令和3年11月時点暫定版〕</p> <p>P. 360</p> <p>て審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p> <p>地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条。ガイドライン9-4（地方公共団体に置く審議会等への諮問）を参照のこと。）。</p> <p>以上において、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p> <p>この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</p> <p>令和3年の法改正では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。</p> <p>なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることなることに加え、地方公共団体は、法第166条に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めるることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p>
--	--

	第 129 条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聞くことは妨げられません。		で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。
<b>個人情報の保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) (案) (令和 3 年 11 月時点暫定版)</b> P. 21	<p>Q 7-1-2 Q 7-1-1 の回答にある「定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」として、例えば、法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する「相当の理由があるとき」に該当するか否かについて、「典型的な事例」について審議会へ諮問し、審議会から答申を得ることは含まれるか。</p> <p>A 7-1-2 法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第 129 条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。</p> <p>Q 7-1-1 の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条第 1 項及び第 2 項に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合を想定しています。</p>	<b>個人情報の保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) (案) (令和 3 年 11 月時点暫定版)</b> P. 22	<p>Q 7-1-5 「審議会その他の合議制の機関」とは具体的にどのような機関を想定しているのか。審査請求の審査を行う審査会を活用してもよいのか。(前回配布 Q &amp; A 7-1-2 参照)</p> <p>A 7-1-5 「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項)であり、具体的には、現行の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。</p> <p>また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。</p>
<b>個人情報の保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) (案) (令和 3 年 11 月時点暫定版)</b> P. 22	<p>Q 7-1-3 法施行条例において、審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能か。</p> <p>A 7-1-3 法第 129 条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。</p>		
<b>個人情報の保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) (案) (令和 3 年 11 月時点暫定版)</b> P. 22	<p>Q 7-1-4 法第 129 条の規定に基づく審議会等への諮問について、諮問先の審議会等の構成員に専門的な知見を有する学識経験者等だけでなく、公募で選ばれた住民代表も含めても良いか。</p> <p>A 7-1-4 法第 129 条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方</p>		

## 個人情報保護制度改正 検討用個票

### 検討案件：9 情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について

該当条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関設置条例</li> <li>・個人情報保護条例（第41条）</li> <li>・情報公開条例（第17条）</li> <li>・公文書等管理条例（第23条）</li> <li>・情報公開・個人情報保護審査会規則</li> <li>・情報公開・個人情報保護審査会審議要領</li> <li>・改正法（第105条第3項）</li> <li>・行政不服審査法（第81条）</li> </ul>
条例規定の許容範囲	許容される。
検討結果	新たに「情報公開・個人情報保護審査会条例（仮称）」を新設し、審査会の設置根拠、組織及び運営に関し必要な事項を規定する。

### 1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例 の比較	条例	<p>規定の概要：</p> <p>審査会は「附属機関設置条例」において、情報公開条例第10条第1項の規定による諾否の決定に対する審査請求若しくは同条例第24条第5項(同条例第25条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め、個人情報保護条例第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の規定による決定に対する審査請求若しくは同条例第48条第5項の規定による助言の求め又は公文書等管理条例第16条各項の決定に対する審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申することを目的として設置されている。</p> <p>審査会の組織及び運営に関しては、「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」で規定している。</p> <p>また、個人情報保護条例第41条、情報公開条例第17条及び公文書等管理条例第23条では、開示等の請求に係る決定または不作為について実施機関に対する行政不服審査法の規定に基づく審査請求があつた場合、審査会に諮問をする旨を定めている。</p>
	改正法	<p>規定の概要：</p> <p>改正法第105条では、地方公共団体の機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、法第105条第1項各号のいづれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対して諮問する旨を定めている。</p>

比較結果	<p>○現行では、「附属機関設置条例」で、審査会の設置目的及び委員の数を規定している。</p> <p>○現行では、「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」で、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について規定している。</p> <p>○改正法第105条第3項では、審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問することとされており、行政不服審査法第81条4項の規定により、その機関の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定める、とされている。</p>
------	---

### 2. 対応の検討

検討の方向性	<p>現行「附属機関設置条例」に基づき設置されている審査会について、設置根拠の規定先を検討する。</p> <p>また、「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」に規定していた審査会の組織及び運営に関し必要な事項について、条例化することを検討する。</p>
検討事項	<p><b>検討事項1：審査会の設置根拠の規定先について</b></p> <p><b>1. 審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関とすること</b></p> <p>改正法第105条第3項で、開示等の決定に係る審査請求の諮問先となる機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関とされた。</p> <p>国からは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」は一つの機関に限られるものではなく、不服審査の諮問を受ける一般的な機関として設置されている「行政不服審査会」とは別に、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関を設置することが可能（個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A（行政機関等編））と示されている。</p> <p>本市では、開示等の決定及び不作為に係る審査請求については、専門的知識を要する審議を必要とするため、一般的な行政手続きに係る審査請求について審議を行う行政不服審査会とは別に、情報公開・個人情報保護審査会を附属機関として設置している。</p> <p>同様の考え方の下、法改正後も、開示等の決定及び不作為に係る審査請求については、情報公開・個人情報保護審査会を諮問先とし、審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関とする。</p> <p><b>2. 設置根拠と組織及び運営に関し必要な事項の規定</b></p> <p>現行「附属機関設置条例」に基づき設置されている審査会について、設置</p>

<p>根拠の規定先を検討する。</p> <p>現行、審査会の設置根拠は「附属機関設置条例」に置いており、設置目的及び委員の数を規定している。</p> <p>また、「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」で、審査会の組織及び運営に関し必要な事項について規定している。</p> <p>法改正後、審査会を行政不服審査法第81条第1項の機関と位置付けることにより、同法第4項の規定により、その組織及び運営に関し必要な事項についても、条例で定める必要がある。</p> <p>○考えられる規定先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報保護法施行条例（仮称）」（新設）</li> <li>・「情報公開・個人情報保護審査会条例（仮称）」（新設）</li> </ul> <p>※「附属機関設置条例」については、組織及び運営に関する規定を設けることができないため規定先の対象としない。</p>
<p><b>検討事項2：審査会に係る規定内容について</b></p> <p><b>1. 現行の条例での規定事項</b></p> <p>個人情報保護条例では、審査請求に関し、次のとおり規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 審理員による審理手続に関する規定の適用除外関係(第40条)</li> <li>イ 審査会への諮問関係(第41条)</li> <li>ウ 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続関係(第42条)</li> <li>エ 審査会の調査権限等関係(第43条)</li> <li>オ 意見の陳述等関係(第44条)</li> <li>カ 提出資料の閲覧等関係(第45条)</li> </ul> <p>現行条例に規定していた事項については、今後、改正法や行政不服審査法等との整合を図り、新規条例における規定の要否について検討する。</p> <p><b>2. 「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」に規定していた審査会の組織及び運営に関し必要な事項</b></p> <p>行政不服審査法第81条第4項で、「前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約)で定める。」と規定されている。</p>

	<p>よって、現行の「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」については廃止し、これらに規定していた審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、審査会の設置根拠を置く条例と同一の条例に規定することを検討する。</p> <p><b>検討事項3：他の例規等との調整について</b></p> <p>本市の審査会は、個人情報保護条例の他、情報公開条例及び公文書等管理条例における開示等の決定及び不作為に係る審査請求についての諮問先でもあることから、これらの条例とも整合を図りながら検討を行う。</p>
<b>条例規定の必要性</b>	必要
<b>茅ヶ崎市における 対応の方向性 (検討事項の結論)</b>	<p><b>「検討事項1：審査会の設置根拠の規定先について」の結論</b></p> <p>審査会について、これまで「附属機関設置条例」を設置根拠としていたが、法改正後は行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関として、「附属機関設置条例」とは別の条例を設置根拠とする。</p> <p>法改正後の規定先としては、本市が新たに制定することが想定される「個人情報保護法施行条例（仮称）」、もしくは別途「情報公開・個人情報保護審査会条例（仮称）」を制定することが想定され、今後関係例規との整合を図りながら検討する。</p> <p><b>「検討事項2：審査会に係る規定内容について」の結論</b></p> <p>現行の「個人情報保護条例」における審査会に係る規定、「情報公開・個人情報保護審査会規則」及び「情報公開・個人情報保護審査会要領」において規定している、審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、改正法や行政不服審査法との整合を図りつつ、審査会の設置根拠を置く条例と同じ条例に規定すべき事項の有無について精査し、必要な改廃等の対応を行うこととする。</p> <p><b>「検討事項3：他の例規等との調整について」の結論</b></p> <p>審査会の設置根拠の規定先の変更に伴い、審査会を諮問先として規定している情報公開条例及び公文書等管理条例においても、規定内容の整合性を図ることとする。</p>

### 3. 比較対象条文

<p><b>個人情報の保護に関する法律</b></p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 審査請求が不適法であり、却下する場合</li> <li>二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)</li> <li>三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</li> <li>四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</li> <li>2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第百七条第一項第二号において同じ。)</li> <li>二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</li> <li>三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</li> </ul> </li> <li>3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院である場合にあっては、別に法律で定める審査会)」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。</li> </ul>	<p>3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約)で定める。</p>			
<p><b>行政不服審査法</b></p> <p>第二節 地方公共団体に置かれる機関</p> <p>第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。</p>	<p><b>茅ヶ崎市附属機関設置条例</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(設置)</p> <p>第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関の規則その他の規程で定める。</p> <p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会</td> <td style="width: 50%;">茅ヶ崎市情報公開条例(昭和 61 年茅ヶ崎市条例第 2 号)第 10 条第 1 項の規定による諸否の決定に対する審査請求若しくは同条例第 24 条第 5 項(同条例第 25 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め、茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成 8 年茅ヶ崎市条例第 10 号)第 21 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による決定に対する審査請求若しくは同条例第 48 条第 5 項の規定による助言の求め又は茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和 2 年茅ヶ崎市条例第 3 号)第 16 条各項の決定に対する審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。</td> <td style="width: 5%;">5 人以内</td> </tr> </table>	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	茅ヶ崎市情報公開条例(昭和 61 年茅ヶ崎市条例第 2 号)第 10 条第 1 項の規定による諸否の決定に対する審査請求若しくは同条例第 24 条第 5 項(同条例第 25 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め、茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成 8 年茅ヶ崎市条例第 10 号)第 21 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による決定に対する審査請求若しくは同条例第 48 条第 5 項の規定による助言の求め又は茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和 2 年茅ヶ崎市条例第 3 号)第 16 条各項の決定に対する審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5 人以内
茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	茅ヶ崎市情報公開条例(昭和 61 年茅ヶ崎市条例第 2 号)第 10 条第 1 項の規定による諸否の決定に対する審査請求若しくは同条例第 24 条第 5 項(同条例第 25 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め、茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成 8 年茅ヶ崎市条例第 10 号)第 21 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の規定による決定に対する審査請求若しくは同条例第 48 条第 5 項の規定による助言の求め又は茅ヶ崎市公文書等管理条例(令和 2 年茅ヶ崎市条例第 3 号)第 16 条各項の決定に対する審査請求につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5 人以内		
	<p><b>茅ヶ崎市個人情報保護条例</b></p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第41条 第 21 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 38 条第 1 項の決定又は開示の請求等に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>～略～</p> <p><b>茅ヶ崎市情報公開条例</b></p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」とい</p>			

	<p>う。)に諮問しなければならない。 ～略～</p>		<p>第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞くことができる。 (答申書の送付)</p> <p>第7条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人の他の関係者に送付するものとする。 (秘密保持)</p> <p>第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 (庶務)</p> <p>第9条 審査会の庶務は、総務部行政総務課及び総務部文書法務課において処理する。 (委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</p>			
茅ヶ崎市公文書等管理制度条例	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第23条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、市長は、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 ～略～</p>					
茅ヶ崎市情報公開個人情報保護審査会規則	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事項)</p> <p>第2条 審査会は、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号)第10条第1項の規定による諾否の決定に対する審査請求若しくは同条例第24条第5項(同条例第25条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による助言の求め又は茅ヶ崎市個人情報保護条例(平成8年茅ヶ崎市条例第10号)第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の規定による決定に対する審査請求若しくは同条例第48条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。 (委員)</p> <p>第3条 審査会の委員は、情報の公開に関する制度、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることがある。 (会長)</p> <p>第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)</p> <p>第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)</p>	<p>4. 参考資料</p> <table border="1"> <tr> <td>個人情報の保護に関する法律についてのQ &amp; A (行政機関等編) P.20</td> <td> <p>5－9－2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることはできるか。 【回答】 法、行政不服審査法等の関係法令に違反しない限り、地方公共団体の判断により、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることは妨げられません。</p> </td></tr> <tr> <td>個人情報の保護に関する法律についてのQ &amp; A (行政機関等編)</td> <td> <p>5－9－3 令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける審査会等について、令和3年改正法の全面施行後は活用できないのか 【回答】 令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関(法第105条第3項の「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」)として位置付けることで、引き続き当該機関を活用することができます。 なお、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」は一つの機関に限られるものではなく、不服審査の諮問を受ける一般的な機関として設置されている「行政不服審査会」とは別に、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関を設置することができます。 また、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、法第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受け</p> </td></tr> </table>	個人情報の保護に関する法律についてのQ & A (行政機関等編) P.20	<p>5－9－2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることはできるか。 【回答】 法、行政不服審査法等の関係法令に違反しない限り、地方公共団体の判断により、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることは妨げられません。</p>	個人情報の保護に関する法律についてのQ & A (行政機関等編)	<p>5－9－3 令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける審査会等について、令和3年改正法の全面施行後は活用できないのか 【回答】 令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関(法第105条第3項の「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」)として位置付けることで、引き続き当該機関を活用することができます。 なお、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」は一つの機関に限られるものではなく、不服審査の諮問を受ける一般的な機関として設置されている「行政不服審査会」とは別に、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関を設置することができます。 また、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、法第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受け</p>
個人情報の保護に関する法律についてのQ & A (行政機関等編) P.20	<p>5－9－2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることはできるか。 【回答】 法、行政不服審査法等の関係法令に違反しない限り、地方公共団体の判断により、行政不服審査法に基づく審査請求とは別に、不服の申出を受ける独自の制度を設けることは妨げられません。</p>					
個人情報の保護に関する法律についてのQ & A (行政機関等編)	<p>5－9－3 令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける審査会等について、令和3年改正法の全面施行後は活用できないのか 【回答】 令和3年改正法の全面施行前の条例で設置している審査会等については、設置条例等の改正により、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関(法第105条第3項の「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」)として位置付けることで、引き続き当該機関を活用することができます。 なお、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」は一つの機関に限られるものではなく、不服審査の諮問を受ける一般的な機関として設置されている「行政不服審査会」とは別に、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関を設置することができます。 また、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関に、法第129条の規定に基づく審議会等の役割や、情報公開条例に係る審査請求の諮問を受け</p>					

	る役割など、必要な役割を持たせることも 妨げられません。
<b>個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ</b>	個人情報保護審査会条例の条文イメージ
<b>P.9~13</b>	<p>○○市個人情報保護審査会条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 設置及び組織（第二条～第六条）</p> <p>第三章 審査会の調査審議の手続（第七条～第十条）</p> <p>第四章 雜則（第十一条・第十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、○○市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。</p> <p>第二章 設置及び組織 (設置)</p> <p>第二条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、○○市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 審査会は、委員○○人をもって組織する。</p> <p>(委員)</p> <p>第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。</p> <p>2 委員の任期は、○○年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることがある。</p> <p>4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。</p> <p>5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。</p> <p>6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。</p> <p>(会長)</p> <p>第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p>
	<p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (合議体)</p> <p>第六条 審査会は、その指名する委員○○人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。</p> <p>第三章 審査会の調査審議等の手続 (定義)</p> <p>第七条 この章において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。）をいう。</p> <p>2 この章において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。 (審査会の調査権限)</p> <p>第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 (委員による調査手続)</p> <p>第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。 (提出資料の写しの送付等)</p> <p>第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当</p>

該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聽かなければならぬ。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 第四章 雜則 (委任) 第十一條 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。 (罰則) 第十二條 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 附 則 以下略
---